

# 総務政策常任委員会会議録

平成22年 4 月26日

場 所 第2委員会室

平成22年4月26日（月曜日）

---

午後0時59分開会

---

会議に付託された議案等

○県民政策及び行財政対策に関する調査

○その他報告事項

- ・「宮崎県防災の日」及び宮崎県総合防災訓練の実施について
- ・新たな県総合計画の策定状況について
- ・「宮崎県 地方分権・道州制研究会」報告書について
- ・「宮崎－広島西線」の廃止について
- ・平成22年度宮崎県地域づくり顕彰受賞者について

---

出席委員（9人）

委員 長	押川 修一郎
副委員 長	河野 哲也
委員	中村 幸一
委員	横田 照夫
委員	松村 悟郎
委員	井上 紀代子
委員	鳥飼 謙二
委員	前屋敷 恵美
委員	武井 俊輔

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

---

説明のため出席した者

県民政策部

県民政策部長	山下 健次
県民政策部次長 （政策担当）	土持 正弘

県民政策部次長  
（県民生活担当）

江上 仁訓

総合政策課長  
部参事兼秘書広報課長

永山 英也

亀田 博昭

統計調査課長

大野 保郎

総合交通課長

中田 哲朗

中山間・地域政策課長

山内 武則

生活・協働・男女参画課長

大脇 泰弘

文化文教・国際課長

安井 伸二

人権同和対策課長

吉田 正彦

情報政策課長

金丸 裕一

広報企画監

津曲 睦己

交通・地域安全対策監

柳田 勇

総務部

総務部長

稲用 博美

総務部次長

四本 孝

（総務・職員担当）

総務部次長

岡田 英治

（財務・市町村担当）

危機管理局長

甲斐 睦教

部参事兼総務課長

緒方 文彦

人事課長

桑山 秀彦

行政経営課長

大坪 篤史

財政課長

日隈 俊郎

部参事兼税務課長

永田 裕志

市町村課長

茂 雄二

総務事務センター課長

假屋 宗春

危機管理課長

金井 嘉郁

消防保安課長

山之内 点

会計管理局

会計管理者

加藤 裕彦

会計管理局次長

井黒 学

会計課長

川野 直記

人事委員会事務局

事務局 長 太田 英 夫  
総務課 長 江藤 修 一  
職員課 長 梅原 裕 二

監査事務局

事務局 長 渋谷 弘 二  
監査第一課 長 道久 奉 三  
監査第二課 長 山口 博 久

議会事務局

事務局 長 日高 勝 弘  
事務局 次 長 岡崎 吉 博  
総務課 長 渡邊 靖 之  
議事課 長 武田 宗 仁  
政策調査課 長 日高 正 憲

事務局職員出席者

総務課 主 幹 馬場 輝 夫  
議事課 主 査 大下 香

○押川委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、委員席の決定についてであります。現在お座りの仮席のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、そのように決定いた

します。

次に、委員会の運営方法についてであります。執行部入れかえの際は、委員長会議確認事項のとおり、10分程度の休憩を設けることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩をいたします。

午後0時59分休憩

午後1時2分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども9名が総務政策常任委員会委員となったところであります。私はこのたび、委員長に選任されました西都市・西米良村選出の押川修一郎でございます。

一言、あいさつをさせていただきます。22年度の議会等々も始まったところであります。そういう中で、我々、総務政策常任委員会の委員ということになったわけでありまして、これから1年間、執行部の皆さん方、そして委員の皆さん方と県勢発展のためにこの委員会が円滑に運営されますように御協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、委員の皆様を紹介いたします。

まず、私の隣が延岡市選出の河野哲也副委員長でございます。

皆様方から向かって左側であります。宮崎市選出の横田委員でございます。

児湯郡選出の松村委員でございます。

都城市選出の中村委員でございます。

向かって右側になります。宮崎市選出の井上委員でございます。

同じく、宮崎市選出の鳥飼委員でございます。

同じく、宮崎市選出の前屋敷委員でございます。

同じく、宮崎市選出の武井委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の大下主査でございます。

副書記の馬場主幹でございます。

次に、部長のごあいさつ、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

**○稲用総務部長** 総務部長の稲用でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

ただいま、押川委員長から委員の皆様の御紹介をいただき、ありがとうございました。県行財政を取り巻く状況は大変厳しいものがございますが、職員一同、全力をもって事業に対応していきたいというふうに考えておりますので、今後とも、御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

また、口蹄疫についてであります。午前中の全員協議会でも協議いただいたところでありますが、総務部といたしましても、一刻も早い口蹄疫の終息に向けて、今後、予算対応を初め、万全を期してまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、総務部の幹部職員を紹介させていただきます。

委員会資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

総務・職員担当次長の四本でございます。

財務・市町村担当次長の岡田でございます。

危機管理局長の甲斐でございます。

部参事兼総務課長の緒方でございます。

人事課長の桑山でございます。

行政経営課長の大坪でございます。

財政課長の日隈でございます。

部参事兼税務課長の永田でございます。

市町村課長の茂でございます。

総務事務センター課長の假屋でございます。

危機管理課長の金井でございます。

消防保安課長の山之内でございます。

最後に、議会担当の総務課主幹の今門でございます。

それでは、総務部の所管業務の概要等について御説明いたします。

資料の3ページをごらんください。初めに、総務部の組織についてであります。本庁が9課、出先機関が各県税・総務事務所、自治学院、西臼杵支庁、消防学校の10所属となっております。

本庁及び出先機関の課、担当の構成につきましては、4ページから6ページに記載をしております。

次に、7ページをごらんください。総務部の主な分掌事務と職員数を表にまとめております。表の下、欄外にありますように、本庁234名、出先機関330名、合わせまして564名の職員でここに記載の分掌事務を行っております。

次に、8ページをごらんいただきたいと思います。総務部の歳入歳出予算についてであります。平成22年度の歳入予算総額は、3,730億8,669万6,000円、歳出予算総額は、1,350億7,881万5,000円となっております。

なお、各課の分掌事務、予算の概要並びに主要事業の概要等につきましては、11ページから43ページにかけて記載しておりますが、説明は省略をさせていただきます。

次に、その他の報告事項について御説明いたします。資料の目次をごらんいただきたいと思います。6のその他報告であります。本日、御

報告いたしますのは、「宮崎県防災の日」及び宮崎県総合防災訓練の実施についてであります。これは、平成18年9月に議員発議の政策条例として制定されました宮崎県防災対策推進条例に基づきまして、毎年5月の第4日曜日を「宮崎県防災の日」に定めましたので、この日を契機に、県民への防災意識の向上に向けた広報・啓発活動を行うとともに、ことしの防災の日に当たります来月23日に、日南市において、地震・津波への対応を主体といたしました訓練を行うものであります。詳細につきましては、危機管理課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

私のほうからは以上であります。

**○金井危機管理課長** それでは、私のほうから、「宮崎県防災の日」及び宮崎県総合防災訓練の実施につきまして、説明させていただきます。

資料の44ページをごらんください。まず、1の宮崎県防災の日についてであります。先ほど、部長の説明にもありましたが、期日については、毎年5月の第4日曜日と定めておりまして、ことしは5月23日になります。(2)の内容についてであります。マスメディアなどを活用しまして、「県防災の日」の普及推進に努め、特に個人家庭での非常持ち出し品の点検、家具等の転倒防止の点検、避難所などの確認といった自助の分野、近隣同士での助け合い、自主防災組織への訓練参加など共助の分野などを促進し、災害シーズンに向けてのチェックと備えを県民一人一人が意識し、実行していただくよう、県として啓発を行うものであります。また、防災の日1週間前に体験・体感型の宮崎県防災の日フェアを開催し、防災についての重要性を認識してもらおうと思っております。

続きまして、防災の日の当日に実施します宮

崎県総合防災訓練についてであります。訓練は、災害対策基本法に基づき、昭和39年以降、毎年実施しているものであり、本年度は、日南市で地震・津波災害を主体とした訓練を実施するものであります。主な訓練内容は(4)のとおりですが、今回の訓練の特色としましては、(5)の①から③にありますように、主に地震・津波を想定し訓練を実施すること、自衛隊、警察、消防が共同・連携した訓練を実施すること、地域防災力の向上を図るため、自主防災組織を重視した訓練を実施することです。また、④、⑤にありますように、航空自衛隊や海上保安庁及び県の防災救急航空センターのヘリコプター並びに県警水上警察隊の船を使用した水難救助訓練や、沿岸市町を対象とした津波防災訓練も実施することとしております。

説明は以上であります。よろしく願いいたします。

**○押川委員長** 執行部の説明が終わりました。質疑はありませんか。

**○鳥飼委員** 1つお尋ねしますけれども、先ほど、7ページで分掌事務の御説明があったんですけれども、消防保安課の防災ヘリ、空港のところにも事務所もあると思うんですけれども、あれの位置づけ、かいではないから直轄ということになっているんだろうと思うんですけれども、構成を説明していただけますか。

**○山之内消防保安課長** ただいまの御質問でございます。構成につきましては、県の職員が1人、各市町村の消防本部から派遣されております職員が8名、以上の9名体制で運航しております。そして、そのほかに防災ヘリの運航を委託している会社と同じ執務室に入っており、そういう形で現在、運航しているところでございます。

○鳥飼委員 私も行ったことはないんですけども、出先機関は時々お邪魔しているんですが、今、位置づけ的には、かいではなくて、消防保安課の一部ということになっているんだろうと思うんですけども、そこの仕組みを御説明お願いします。

○山之内消防保安課長 担当につきましては、消防保安課の一担当を構成しております。資料は5ページでございます。この中で、消防保安課の中で担当として位置づけておりますけれども、現実的には、担当職員の執務室等々を含めまして、すべて宮崎空港の中にありますセンターの中で執務をしております、必要に応じまして職員が来たり、私どもが向こうに行ったりして連絡調整を図りながら執務を担当しているところでございます。

○鳥飼委員 結局、消防保安課には防災救急の担当というか、そういうのではなくて、現実的には向こうのほうにありますよという理解でよろしいんですね。

○山之内消防保安課長 そのとおりでございます。

○押川委員長 ほかにございませぬか。

○武井委員 説明があったところ、資料を含めて何点か伺いたいと思うんですが、まず、総務課の13ページ、庁舎管理の経費などが上がっているんですが、今までも、例えば職員宿舎のあり方とかについてはいろいろと議会でも質問等があったんですが、今年度、特に職員宿舎のあり方とかについて、こういうことを検討していきたいとか、今後の方向性とかについてどうにお考えか、お聞かせください。

○緒方総務課長 職員宿舎のあり方についてということでございますけれども、基本的に、空き室が多いところとかの有効活用を図ってい

たいと考えております。そういうことで、庁舎等全体を見ながら、いかに有効に活用していくか、そのあたりを十分検討しながら管理をしていきたいと考えております。以上でございます。

○武井委員 あいていて、めどがないところは積極的に売却をしていくというようなことも検討をしていかなければならないのではないかと思います。財政難ということもありますけれども、その辺の積極的な資産の売却とか貸し付けとか、そういったような形での有効活用ということもあわせて検討されているのか、伺います。

○緒方総務課長 今回、13ページが一番下のほうに県有財産有効活用推進事業という新規事業をつくっておりますけれども、これは遊休資産をいかに有効に活用していくかということで、売却、貸し付け等を含めまして、実際、有効に活用していこうということで、いろいろと検討を新しく始めていきたいと思っております。庁舎等に関しましても、売却等もあるかもしれませんが、どうしたら有効に活用できるか、十分検討していきたいと考えております。以上でございます。

○武井委員 わかりました。

次に移ります。17ページ、人事課のところなんですけど、研修等がいろいろとあるんですけども、去年の委員会でも質問をさせていただいたんですが、海外研修とかも含めて、実際にこういう成果があったとか、こういうことがあったと、内部での共有にとどまっているところがあるんですけども、これについて議会、また県民の皆さんに向けてしっかりと公表すべきではないかということ去年申し上げたんですが、そのあたりの検討というのがことしされるのか、伺います。

○桑山人事課長 委員おっしゃいますように、

研修につきましては、例えば、国とか民間企業に派遣された職員につきましては、定期的に庁内向けにレポートを書きまして、それを全庁掲示板に掲載して職員に見ていただくような、そういう庁内の共有につきましては、取り組んでいるところでございます。今後、おっしゃったような点につきましても、また検討をしてみたいというふうに思います。

○武井委員 わかりました。

次に移ります。行政経営課の21ページなんですけど、これも去年の予算委員会の際に御質問したんですが、公報は、非常に専門的で、一般におもしろみがあるというものでも決してないわけですが、そういった意味で、予算が925万円組んであるわけなんですけど、ほかの県では印刷をやめてウェブ等での公開ということを検討しているということで、本県でもそのあり方について考えるといったようなお話もあったかと思うんですが、それについて、今年度、何がし、改善検討等に取り組まれる御予定があるのか、伺います。

○大坪行政経営課長 条例、規則等について、一般への周知を図るということで県公報の役割というのは大変重要だろうと思っております。従来から紙ベースでしっかりと広報することでやっておりますが、近年のインターネット等も十分に利活用しながら、周知徹底を図ることが必要かというふうに考えていますので、本年度も、より効率的な周知のあり方について十分検討してまいりたいというふうに考えております。

○武井委員 経費もかかることですので、ぜひ、あり方を検討いただきたいと思います。

最後に1点、財政課長にお伺いいたしますが、久しぶりに伺いますか、10数年ぶりですか、

財政課長にプロパーの県職員の方がなられたということで、私は非常にいいことだなと思ってはいるんですけども、実際にプロパーとして財政課長になられて所感というか、お感じになっていること等、何かありましたら、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

○日隈財政課長 なかなか答えづらいところではありますけれども、プロパーであろうが、中央省庁から見える方であろうが、本県の財政は非常に厳しい状況でございます。基金残高も280億余が見込まれているような状況でございますので、しっかり財政改革に取り組みまして、基金の取り崩しに頼らないような財政構造を早く作り上げていくということが一番大切ではないかというふうに考えております。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○横田委員 先ほど、総務部長のごあいさつの中にも今回発生しております口蹄疫のお話がありましたけれども、総務部として、今回の口蹄疫に関しての取り組み、今されていることがあれば、また、これからしようとしていることがあれば、お聞かせいただきたいんですけども。

○稲用総務部長 知事を本部長とする対策本部がつけられまして、当然、各部長が本部員になっております。私もその中に入っておるわけですが、中心になりますのは農政水産部ということになりますけど、今現在、農政水産部で人の問題でありますとか、予算の問題でありますとか、そういうことにつきまして鋭意、実際に対応しながら、今後の問題についても検討されております。総務部としましては、今、直接的にというよりも、そういうことについてバックアップしていくということが出てくると思いますので、その段階で総務部の対応、先ほど、冒頭にごあいさつで申し上げましたように、万全を期して

いきたいというふうに考えております。

○横田委員 実はけさ、現場で対応している県庁職員の父親から電話があったんですが、毎晩毎晩、夜中の2時～3時ぐらいに帰ってきて、7時には出ていくと。非常に体のことも心配しておられて、人的に足りないんじゃないかということがありました。きょうの報告で、全庁的な取り組みでやっていくということをお聞きして、ちょっと安心はしたんですが、もしかすると総務部の皆さん方にもそういう声がかかったりするかもしれませんけれども、本当に大変だろうとは考えますけれども、ぜひぜひ、みんなで力を合わせて対策を打っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○押川委員長 よろしく願いをしておきます。

○鳥飼委員 もう既に手当てをされていかれるだろうと思っておりますけれども、当然、職員が24時間体制で勤務をするという状況ですから、今ありましたように、健康管理には十分注意をしていただくということと、時間外手当なり、そういう面を含めて、代休——どうするのがいいのかわかりませんが、健康管理にもかかわってきますので、そこは十分な注意をお願いしておきたいと思っております。

○押川委員長 よろしく願いいたします。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 その他、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、以上をもちまして、総務部を終わります。執行部の皆様、御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後1時23分休憩

午後1時27分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども9名が総務政策常任委員会委員となったところでございます。私はこのたび、委員長に選任されました西都・西米良村選出の押川修一郎でございます。

一言あいさつをさせていただきます。県民政策部の皆様方におかれましては、20年先の宮崎県のあり方等々の政策立案・作成等も今年度の大きな大きな課題ではないのかなと思っております。我々、この9名で皆さん方と色々な意見を出し合いながら、よりよい宮崎のあり方ができればいいなというふうにも考えておるところであります。また、本委員会の円滑な運営ができますように、皆様方の御協力を心からお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

次に、委員の皆様を紹介いたします。

まず、私の隣が延岡市選出の河野哲也副委員長でございます。

向かって左側から宮崎市選出の横田委員でございます。

児湯郡選出の松村委員でございます。

都城市選出の中村委員でございます。

向かって右側、宮崎市選出の井上委員でございます。

同じく、宮崎市選出の鳥飼委員でございます。

同じく、宮崎市選出の前屋敷委員でございます。

同じく、宮崎市選出の武井委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の天下主査でございます。

副書記の馬場主幹でございます。

次に、部長のごあいさつ、幹部職員の紹介並

びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○山下県民政策部長 県民政策部長の山下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

県民政策部は、県民起点の政策立案あるいは総合的な政策推進機能に加えまして、県民生活に直結する施策を一体的、効果的に進める組織でございます。より質の高い県民生活の実現を図るために、職員一丸となりまして取り組んでまいり所存でありますので、委員の皆様のご御指導と御支援、よろしくお願い申し上げます。

概要説明に入ります前に、資料はございませんけれども、今回の口蹄疫発生に伴う当部の対応につきまして、御説明申し上げます。県民政策部では、消費者への情報提供や風評被害の防止の観点から、まず、県の消費生活センターにおきまして、情報提供、あるいは消費者への相談対応を行います。現時点では、土曜日までにはそういった相談等はございませんでした。さらに、テレビ、ラジオの県政番組の中で、不安を解消するための知事メッセージの放送などを臨時的に行っているところでございます。今後とも、各関係部局と連携しながら、的確に対応をしてまいりたいと考えております。

それでは、県民政策部の幹部職員を紹介させていただきます。お手元の委員会資料の1ページをお願いいたします。

まず、政策担当次長の土持正弘でございます。

県民生活担当次長の江上仁訓でございます。

総合政策課長の永山英也でございます。

部参事兼秘書広報課長の亀田博昭でございます。

統計調査課長の大野保郎でございます。

総合交通課長の中田哲朗でございます。

中山間・地域政策課長の山内武則でございます。

生活・協働・男女参画課長の大脇泰弘でございます。

文化文教・国際課長の安井伸二でございます。

人権同和对策課長の吉田正彦でございます。

情報政策課長の金丸裕一でございます。

広報企画監の津曲睦己でございます。

交通・地域安全対策監の柳田勇でございます。

最後に、県議会担当・総合政策課調整担当主幹の横山浩文でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、委員会資料の3ページをお願いいたします。まず、県民政策部の組織の一覧表を記載しております。部の組織でございますが、本庁が9課、出先が4機関で構成しております、職員数は、総計216名になります。

次に、5ページから7ページにかけて本庁各課の所管業務を記載しておりますが、こちらは、後ほどごらんいただければと思います。

次に、9ページをお願いいたします。県民政策部の平成22年度一般会計当初予算額でございますが、一般会計の表のとおり、114億1,530万7,000円でございます。昨年度の当初予算と比較して18%の増となっております。これは、国勢調査費や私立高等学校等就学支援金などの国庫支出金による事業の増などによりまして、選択と集中により重点施策への対応を初め、新たな施策や事業展開のための予算ができたものと考えております。

また、その下の表であります。宮崎県開発事業特別資金特別会計予算につきましては、5,522万3,000円でございます。昨年度と比較しますと51.1%の増となったところでございます。

10ページをお願いいたします。新みやざき創

造計画の分野別の施策ごとに県民政策部の所管事業を体系的に整理をしているところでございます。この表に沿いまして、平成22年度の主な新規・重点事業の概要について御説明いたします。なお、事業名の前に㊦とあるのは新規事業、㊧とありますのは既存事業の一部を見直した改善事業、事業名の後ろに（重点）とありますのは、平成22年度の重点施策事業であるということでございます。また、県民政策部関連の項目を太字にしております。

まず、施策の基本方向の安全で安心な魅力ある教育環境づくりの関連事業でございます。㊦私立高等学校等就学支援金によりまして、私立高校生等を持つ世帯に対して教育費負担の軽減を図るほか、㊧私立高等学校就職対策強化事業によりまして、全国的な景気低迷の中、大変厳しい状況にある私立高等学校卒業予定者の就職率向上を図ります。

次のNPO等との協働の推進とボランティア活動の促進の関連事業であります。これまでの県民との協働に係る取り組みに加えまして、㊦多様な主体との協働推進事業によりまして、NPO等のグループから募集をいたします提案公募型事業を展開して、多様な主体との協働についても取り組んでいく予定でございます。

11ページの地球温暖化防止に貢献する社会づくりの関連事業でございますが、㊦みやざきEV-PV構想推進事業によりまして、電気自動車（EV）と太陽光発電（PV）を連携させてEVの普及及びPVの活用拡大を図りますとともに、㊦メガソーラー導入促進事業によりまして、メガソーラーによる発電事業の円滑な立ち上げを支援し、太陽光発電の活用等を促進いたします。

次に、12ページの地域交通ネットワークづく

りの関連事業であります。地方バス路線等運行維持対策事業や地域バス再編支援事業、これは従来からやっておる事業でございますが、こういったものによりまして地域住民の交通手段の確保を図るとともに、新しく㊦地域公共交通活性化対策事業によりまして、交通事業者や市町村、関連団体等と連携した地域公共交通の活性化に取り組みます。

次の情報通信環境の整備の関連事業でございますが、この中の㊦新・宮崎情報ハイウェイ21構想策定事業は、情報通信をめぐる環境やニーズの変化に的確に対応するための新たな構想を策定するものであります。

次に、13ページの新技術・新産業の創出の関連事業として、㊦産学官連携による産業づくり強化事業につきましては、産学官連携をもとにした本県の新たな産業展開の方向性を検討するものであります。

広域交通ネットワークづくりの関連事業でございますが、14ページの㊦日南線観光列車臨時運行促進事業、これは観光列車「海幸山幸」の毎日運行への誘導を図るものであります。また、昨年度に引き続きまして、宮崎県物流効率化支援事業によりまして、モーダルシフトの推進を図ることとしております。

次に、個性を生かした地域づくりの関連事業でございますが、「いきいき集落」応援事業や㊦「いきいき集落」活性化推進事業によりまして、元気な集落づくりに取り組むいきいき集落のさらなる活力強化を図ることとしております。また、中山間地域雇用創出支援事業によりまして、地域資源を活用した起業等を支援することで、新たな雇用創出を図ることとしております。さらに、㊦宮崎移住！地域おこし後継者発掘事業によりまして、本県への移住・定住を促進するこ

ととしております。

次に、国際化の推進と多文化共生社会づくりの関連事業であります。㊟外国人留学生受入支援研究事業、これは本県における留学生の受け入れ・支援・活用方策の研究を実施するものであります。

最後に、その他の事業でございますが、㊟鳥獣被害対策緊急プロジェクトにつきましては、近年の農林産物被害の拡大傾向を踏まえまして、県民政策、環境森林、農政水産の3部が連携いたしまして、このプロジェクトを実施することとし、部局横断的な鳥獣被害対策の確立を図るものでございます。

次の16ページから23ページまでは、ただいま説明をいたしました新規・重点事業の全体的な概要を記載しております。また、さらに24ページから43ページまでは、主な事業概要を個別に掲載しております。さらにまた、44ページから47ページまでは、平成22年度予算を重点施策関連事業別に整理をしたものでございます。後ほど、ごらんいただきたいと思っております。

当部の事業概要等については以上でございますが、報告事項がさらに5件ございます。

資料の49ページをお願いいたします。新たな県総合計画の策定状況についてでございます。新たな県総合計画に関しましては、昨年9月の常任委員会におきまして、その策定方針等を御説明しまして、さらに昨年11月の常任委員会では、第1回目の総合計画審議会の開催状況等につきまして御説明をさせていただいたところでございます。今回、4月21日に第2回目の総合計画審議会を開催いたしましたので、その概要等を含めまして、現在の状況を御説明するものでございます。詳細につきましては、後ほど、担当課長から説明いたさせます。

次に、別冊の新みやざき創造戦略工程表は、新みやざき創造戦略の達成に向けた具体的取り組みや目標を定めたものでございますが、昨年度の実績を記載いたしますとともに、本年度の新規事業を盛り込むなど、所要の時点修正を行っておりますので、これも後ほどごらんいただきたいと思っております。

次に、3点目、委員会資料の51ページをお願いいたします。「宮崎県地方分権・道州制研究会」報告書についてであります。この研究会は、地方分権改革の流れの中で、今後、本県が対応すべき具体的な事項を検討するため、昨年9月1日に、知事をトップに副知事、各部局長をメンバーとして設置したものでありますが、その検討結果を3月に報告書として取りまとめたところでございます。報告書の詳細につきましては、後ほど、これも担当課長から説明をいたさせますが、これまでの地方分権・道州制の議論の流れ、論点の整理を行うとともに、現時点での本県としての基本的な考え方をまとめているものでございます。

次に、資料の55ページをお願いいたします。航空路線、宮崎一広島西線の廃止についてであります。去る4月16日に日本エアコミューターから、平成22年10月30日をもって同路線を廃止する旨の説明がございましたが、同社からは、国土交通省大阪航空局に対して、今月中に同路線の廃止の届け出を行う予定と聞いておりますが、今回の廃止は、御承知のように、日本航空グループの経営再建の一環として実施されることでありまして、早期の再建を願っているところでございます。しかしながら、本県にとりまして、航空路線は重要な交通基盤でありまして、広島西線は、中国地方と本県を結ぶ唯一の路線でありますことから、本日、本県と同様

に路線廃止が予定されております愛知県など15県と共同で、関係先に対して航空ネットワークの維持について要望を行うこととしているところでございます。

次に、57ページをお願いいたします。平成22年度宮崎県地域づくり顕彰受賞者についてでございます。この顕彰制度は、本県の地域振興に関して特に功績のあった個人及び団体を顕彰するもので、平成8年度に創設したものであります。第15回となりました今回は、市町村及び各種団体から1個人・8団体の推薦がありまして、選考の結果、そこに記載しておりますとおり、「地域づくり大賞」1名と「地域づくり奨励賞」3団体を決定しております。その授賞式を来月の10日に講堂で行うこととしております。

私からの説明は以上でございます。

**○永山総合政策課長** 総合政策課でございます。総合政策課は2件、報告をさせていただきます。

まず、委員会資料の49ページでございます。新たな県総合計画の策定状況についてでございます。計画策定のための総合計画審議会の2回目の会合を4月21日に開催し、2に記載しておりますとおり、総合計画の構成案、将来推計等、長期ビジョンの視点や戦略について審議をいただきました。それでは、それぞれの内容につきまして、概要を説明させていただきます。

別冊でお配りしております第2回宮崎県総合計画審議会資料の4ページをお願いいたします。4ページが今回提示いたしました総合計画の構成案で、5ページが前回までの考え方でありまして、大きな変更点は、4ページの基本目標を実現するための長期的な戦略を設定することとしたという点でございます。戦略の考え方につきましては、後ほど、説明をさせていただきます。

次に、8ページから17ページまでが将来推計

でございます。まず、8ページでございますが、ここでは、世界的には人口が増加していく中で、日本及び本県は大幅な人口減少が予測されます。特に、本県の人口でございますが、2030年には100万人を割り込むことが予測されておまして、これは1946年以来ということになります。

10ページに生産活動の状況を示しておりますが、ここでは、労働力人口の減少が総生産に影響していること、さらに生産性の向上が鈍化していることが示されております。また、下段のほうの表では、社会保障の給付費や行政の負担が将来的に急増することを示しております。

11ページでございます。ここでは、我が国の貿易の相手国がアジア、特に中国にシフトしていること、さらに左下のグラフになりますけれども、製造業も含めて海外に現地法人を持つ企業が増加することを示しております。

12ページでございます。ここは、食料・資源の関係を示しておりますが、特に上段のグラフでは、穀物の在庫率が落ちてきていること、さらに、それに伴いまして穀物価格が上昇していること等を示しております。

13ページから17ページまでがブロック別の将来推計でございます。

18ページから21ページまでが、昨年の11月から12月にかけて開催いたしました地域別県民会議での主な意見を掲載しております。

22ページをお開きください。これは、ことしの1月に実施いたしました本県の未来像に関するアンケート調査の結果をまとめたものでございます。主な調査結果としまして、2の(1)にありますとおり、20年後に期待する本県の将来像として、医療・福祉の充実を挙げる割合が圧倒的に高いこと、続いて雇用の場の確保・充実や、経済産業の発展への期待が高いことが見

てとれるところがございます。

次に、28ページをごらんください。新たな総合計画の長期ビジョンの概要を示しております。今後20年後を見据えたときに、上段の左側にありますが、特に重要となる人口、少子高齢化、グローバル化、資源・環境の4つの視点から、将来に向けて解決すべき課題や、未来の可能性を広げる本県の特性を整理した上で、それらに対応するための長期戦略を立てることとしております。また、検討に当たりましては、右上に記載しておりますように、拡大を前提とした社会システムあるいは価値観からの転換などの4つの考え方を基本とするということにしております。

次に、戦略の考え方を簡単に説明いたします。まず、28ページの下段の部分でございますが、人口の視点です。ここでは、人口の流出防止や出生率の向上などによる人口維持、生産性の向上や高齢者・女性の就労拡大などによる生産力確保を掲げております。

次に、29ページ、少子高齢化の視点でございます。ここでは、高齢者の元気づくりなど、高齢化への対応のほか、グローバルな人材の育成等も含みます将来世代の育成、さらに、コミュニティ力の強化を掲げました。

次に、グローバル化の視点ですけれども、ここでは、農業を基軸とした関連産業の展開などの競争力のある地域産業の育成や、東アジアとの人・モノ交流拡大を掲げております。

最後に、環境・資源問題の視点でございます。ここでは、バイオマス、太陽熱、太陽光等の新エネルギー先端地づくり、さらに、資源・食料自給推進を掲げております。

以上、長期ビジョンの現時点での考え方を簡単に説明させていただきましたが、今後、さま

ざまな意見をいただきながら、内容を充実させていきたいというふうに考えております。

委員会資料の49ページにお戻りください。3の今後のスケジュールになりますが、今後、具体的な検討作業を行ってまいりまして、来年の2月には長期ビジョンについて、また6月にはアクションプランを議会に提案させていただきたいというふうに考えております。

次に、51ページでございます。「宮崎県地方分権・道州制研究会」の報告書についてでございます。

この研究会は、1にありますとおり、地方分権改革の流れの中で、今後、本県が対応すべき具体的な事項について検討を進めていくために、昨年9月に、知事をトップに、副知事、各部長をメンバーとして設置したものであります。

2にありますとおり、研究会の検討結果として、ことし3月に、現時点での地方分権に対する県の考え方や方針を整理した報告書を取りまとめました。報告書の内容につきまして、52ページからポイントを整理いたしております。なお、お手元に報告書本体をお配りしておりますので、後ほど、ごらんいただければと思います。

まず、52ページからでございますが、報告書は、大きく分けまして、52ページの宮崎県として考える地方分権、次ページの道州制等広域自治体のあり方の2部構成になっております。まず、52ページの地方分権についてであります。1の基本理念として、地方分権の本質は地方がみずからの意思と力でそれぞれの特性を生かした地域づくりを進めることであり、そのためには、地方が自己決定、自己責任の原則のもとで、政策や住民サービスのあり方を決定し、実行できるようにすることが必要であると整理しました。その上で、枠囲みの中に記載しておりますよう

に、国と地方の役割分担の明確化と大幅な権限の移譲、国と地方の対等・協力関係の構築のための国による義務づけ・枠づけの見直し、さらに、地方税財源の充実及び県と市町村との対等・協力の関係構築などについて、積極的な取り組みを進めていく必要があると整理しております。

2の県としての対応と方針でございますが、1点目に、地方分権改革の着実な推進を国に働きかけていくこと、2点目に、自己決定、自己責任のもとで地域独自の施策を展開できる人材の育成など、県としての受け皿づくりを進めること、3点目に、県内における分権型社会の構築のために、県と市町村の役割分担や、県から市町村への権限移譲等について、市町村と十分に協議を行うことなどを方針として整理したところでございます。

次に、次ページでございますが、道州制等広域自治体のあり方についてでございます。1の検討の必要性にありますように、近年、県という枠組みを超えた広域的な行政課題の増大や、国から移譲される事務権限の受け皿として、これまでの都道府県制度にかわる新たな広域自治制度の検討の必要性が高まっております。広域自治制度には、広域連合や府県合併などの形態もございますが、これまで幅広く議論されていること、さらに地方分権についてより踏み込んだ検討を行うという意味で、研究会におきましては、道州制を検討対象としたところであります。

報告書では、2に記載しておりますように、基本的な理念を整理した上で、3の道州制のメリット、さらに4の道州制に対する懸念や課題を検討したところでございまして、特に、地域間格差の拡大等、克服すべき課題が多いということを示しております。

その上で、54ページの6にありますように、今後、県としては、国の動きへの的確な対応や県民への情報提供等を行いますとともに、特に、(3)に記載しておりますように、道州制の導入にかかわらず、今後ますます増大する広域的な課題に対応するため、他県との連携などに特に積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

報告書の概要は以上でございますが、引き続き、地方分権の推進に積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

○押川委員長 執行部の説明が終わりました。質疑はありませんか。

○鳥飼委員 本格的といいますか、いろんな議論は次回以降にするといたしまして、1～2点だけ御質問をしたいと思います。まず、総合計画についてなんですけれども、前は知事の辞職、知事選と続きまして、短期間で変更された。その前も、10年計画が6年目ぐらいに改編をされて、10年計画がつくられまして、また不祥事で計画をつくって、極めて短期間のうちに生煮えの議論のままに計画が決定されたわけです。そのときも私どももいろいろと意見を申し上げましたけれども、今回新たにつくるということで、2年近くですか、議論をするということになった背景といいますか、そこについてお聞かせいただきたいと思っております。

○永山総合政策課長 今回の総合計画の改定につきましては、現計画が今年度末までということになっておりますので、新しい計画を策定する必要があるというのがまず大前提でございます。そのときに、どのような観点が必要なのかということを知事も含めまして、さまざま意見交換を行いました。その中で、まさに20年後に

人口が100万人を割ってしまう、あるいはグローバル化、環境問題の顕在化等々、さまざま大きな情勢の変化があるだろうと、そのことをしっかり頭に置いて長期的な物事を見た上で、そして短期的なアクションプランまで仕上げていこうというふうな考え方をとったところがございます。20年間、あるいはその先を見据えるということになりますと、将来推計等もしっかり行う必要がありますし、各界とも十分な意見交換を行う必要があるということで、昨年度途中から作業を開始したということで、比較的長目の策定作業になっているということでございます。

**○鳥飼委員** そういう経過だと思うんですけども、では、前回、なぜ、総合長期計画を改編したのかという反省がないと今後に生かされないのではないかなと。それを永山課長に聞いても、おれに聞いてくれると言われるかもしれないんですけども、だから、なかなか難しいところではあるんですけども、そういうこれまでの経緯を踏まえたところの中から、こういう考え方があるので、今回、長いスパンで策定をするんですよというものが策定者といいますか、基本的には知事からなければ、この方式というものは、今回、また12月に知事選があるわけですけども、知事がかわったときにまた変えるのかという議論にもなってくるわけで、長く続いてきた総合長期計画のありようそのものが問われていると思うんです。極端に言ったら、県民にとってみたら、「何ね、そら」と言うような人たちもおりますし、いわゆる関係者といいますか、皆さん方を含めて、私どもも含めて、そういう議論がされているということは余り理解されていないのではないかなというふう思うんですけども、そこは今回、こういうふうな形で策定に入っていったというところをしっ

かりと押さえていかないと、前々回からこういうふうに変えていったということが、トップがかわるたびにまた変わるんじゃないかというふうな疑念を持たれるわけで、総合政策課長に聞いても、部長に聞いても気の毒かなと思うんですけども、この場では、第1回目ですので、指摘だけにしておきましょうか。

それと、もう一つなんですが、地方分権・道州制研究会についてなんですけれども、これは、議論をして報告書が出されたということなんですけれども、これもまた、いろんな機会をとらえて議論をするということにしまして、きょうは、一つだけお尋ねしたいと思うのは、52ページに「宮崎県として考える地方分権」というところがございます。それを受けて、道州制等について検討していったということなんですけれども、1の基本理念の四角の中の3の「地方が自らの責任と創意工夫のもとで行政運営を行うための地方への税財源の充実、税源の移譲、地方交付税の充実、一括交付金の導入」という項目があるんです。宮崎県の税収構造といいますか、いろんな産業構造を含めて見ましたときに、税源を移譲するだけではどうにもならないというまず基本的な問題がある。ではどうするのかというところ、今のところ、私は、全国をプールした、もともと本来の地方の税である地方交付税を充実させていくべきだというふうな立場に立っておるんですけども、そこら辺の議論がどういうふうに展開されているのかについてお尋ねしたいと思います。

**○永山総合政策課長** この研究会には連絡調整課長等をメンバーとする幹事会という組織をつくりまして、具体的なディスカッションを行いました。計5回ほど開催いたしました。税財源の問題については、やはり税源の移譲が一番

地方分権には沿った形だろうというふうな議論がございますが、今、委員が御指摘のように、宮崎の実態を考えると、税源の偏在ということ踏まえると、やはり地方交付税の機能が最も重要であるということは幹事会あるいは研究会においても共通理解でございます。その意味では、法定率の上昇であったりとか、あるいは算定方式の中で宮崎のような財政基盤の弱いところにより配慮がなされるように、知事もよく答弁等でも言っておりますけれども、より地方のものであるということを確認する意味では、地方共有税というふうな形も望ましいのではないかとこのふうな議論も行ったところでございまして、御指摘のとおり、地方交付税の充実強化というのが当分の間は最も大切なことであるというふうに考えております。

**○鳥飼委員** 私もそういう立場に立ちます。そこで道州制の議論ということになっていくわけですけれども、ここにメリットと懸念とかいうのが書かれておるんですけれども、私は、やはり懸念のほうが強いと思っています。九州は今でも福岡に一極集中、約4～5割ぐらいのところではいろんなものが集中している状況の中で、果たしてどうなのかと。確かに、世の中、ブームとしては道州制だということを言われておるんですけれども、そういうところもしっかり議論していただきたいなと思っております。きょうは初回ですので、今後1年間、いろいろと議論をしていきたいと思っております。よろしくお願ひします。以上、要望です。

**○押川委員長** ほかにございませんか。

**○前屋敷委員** 関連してですけれども、52ページの2の(3)の中の県内における分権型社会の構築ということで、「県と市町村との対等・協力の関係構築」というのがうたわれているんで

すが、今現在では、全国町村会あたりはこの道州制には反対という表明もされておられるので、県内でもこの点についての論議は十分進めていかなきゃならないだろうと思うんです。それがまず1点。

それから、その上の枠囲みの中の黒い菱形の3番目ですが、「一括交付金の導入」というのもあるんですけれども、この一括交付金の問題も、中身はさまざま出てくると思うんですけれども、一括交付金になじむものとなじまないものというのが当然出てくるわけで、特に、福祉関連の補助金であったりというのは一括交付金で導入されますと、どこにどう使うかというのはその裁量によることになるものですから、そうすると全国的には非常に格差が出てくる問題も出てきますので、そういった点も当局のほうは十分につかんでおられることだろうと思うので、今後の論議に十分付されることになろうと思うんですけれども、そういった点でももっと論議も一緒に深めていく必要があるかなという点を指摘事項として挙げさせていただきたいと思ひます。

**○押川委員長** 要望でいいですか。

**○前屋敷委員** 今後の検討で……。

**○武井委員** 今のお二人に関連してお伺ひしたいと思うんですが、道州制のことがいろいろ書いてあるんですが、細かいところは今後議論していくとして、宮崎県の方向性としては、道州制を推進というか、例えば、ほかの県とも連携して積極的に道州制に向けて声を上げていくということなのか。これを見ますと、検討を深めることにしたということがありますから、それとも、こうなったらこうしましょう、ならなかったらこうしましょうというような、いわゆる対症療法の準備的な位置づけなのか、メッセージ

性というものはどうとらえればいいのかなどというのをお聞かせください。

**○永山総合政策課長** この研究会の報告書においては、道州制の導入が正しいというふうな結論には至っておりません。53ページにも書いておりますように、かなりの課題、懸念が払拭できないと。特に九州の中でも宮崎が一番条件的には厳しいのではないかという意見もたくさんございました。ただ、県境をまたいだ広域的な取り組みが今後ますます必要になってくるということは避けられない事実であるということでございまして、道州制について国が動き出した場合にしっかり対応できるように、我々としてもさまざまな検討を進めていくのがまず一つございますが、それ以上に、例えば、鹿児島、熊本、大分等との連携についても、今まで以上に積極的に推進をして、広域的な行政課題に対応できるようにしようと、現時点ではそのような段階というふうに認識をしております。

**○武井委員** 鹿児島とか熊本に行きますと、道州制についての議論というのは結構されているように思いますし、どちらかという州都をうちみたい議論に、どうしても彼らから話を聞いていてもそういう印象を受けるんですが、今のところ、これは知事の政治的な姿勢ということも含めてなんですけれども、今、宮崎県としては道州制というものを推進すべきだと考えているのか、それともデメリットも多いので、現段階ではまだ時期尚早ではないかというようなことなのかとか、そういった意味での県としての意思というものは、特には現状では持ち合わせていないという理解でよろしいということでしょうか。

**○永山総合政策課長** 知事御自身はさまざまな場面で発言をされているとおり、道州制が望ま

しい姿だというふうに考えておられると思います。ただ、この研究会の結論として、現時点で道州制推進というところには至っていないと。道州制を推進する立場、あるいは慎重な立場、いろいろ庁内にもあるんですけども、さまざまな議論は進めていかないとけないと思っています。もし、道州制という流れになるとしても、やはり他県との連携をしっかりとやって、そこで成果が出てくる、そのことを県民の方々を実感できるような状態になって初めて、道州制というのは議論のまないたにのってくるのではないかなというふうに私自身は今、考えておまして、少し時間のかかる作業になるのではないかなというふうに認識はしております。

**○武井委員** わかりました。

次に、総合計画について、先ほど鳥飼委員からもあったところなんですけど、20年後という非常に夢のある話で、私個人としては非常にすばらしいと思いますし、いいなと思うんですが、逆に、長期ビジョンであればあるほど、知事もかわっていく、県の状況も、まさに道州制になるかもしれない、仮に道州制になったら、県の総合計画も何もあったものじゃないというふうに思うんですけども、そういった意味で、逆に長期的な視点でつくる、首長もかわっていくであろう今の現状の中で、そういったようなものが一般論として、こうあればいいねぐらいのレベルであればいいんですけども、実際にこれをつくったところで、後世の人がいろんな状況の変化の中でちゃんとこれを活用してもらえるのかとか、そのあたりというのほどのようにお考えになっていらっしゃるか、伺います。

**○永山総合政策課長** 長期総合計画をつくれれば、それに基づいてしっかり政策を展開していく、それは先ほどの御質問にもございましたけれど

も、できるだけ長い間、そういう命を持って計画が推進できたというふうに思っています。その意味で、総合計画審議会資料の4ページの構成図にありますように、20年後を見据えた戦略を立てていこうと、これはかなり抽象的なものもあると思うんですけれども、戦略を立てていきます。それに基づいた分野別施策の方向性を示して、各部門ごとの計画も成り立ってくる。それから、一番下に「アクションプラン（4年間）」と書いていますが、これは、知事のマニフェスト等も参考にしながら、一方で、一番上の戦略を具体的に実現していくための4年間のアクションプランということになります。したがって、絵にかいたもちということではなくて、20年で描いたものをしっかり短期的にも実現をしていくというふうな形で計画をつくり、次の世代においてもそれがしっかりと生きていくという形にしたいと思っています。もちろん、20年先を見通したものがいつまでも役に立つというわけではございませんので、少なくとも、アクションプランについては4年に1回は見直しを行っていきます。その際に、現時点で立てたものが本当に通用するのかなのかということについては、しっかりまた検証を行いながら、その時期に合ったものを仕上げていくということになるのではないかなと。御質問がありましたように、今回見据えたものについて、しっかり今後も生きていけるような形にしたいというふうには思っています。

**○押川委員長** ほかにございませんか。

その他を含んで御質問があれば、受けたいと思います。

**○横田委員** 口蹄疫についてお尋ねします。今回の口蹄疫は、これ以上の拡大を防ぐために防疫体制を強化していくというのは非常に大事だ

と思うんですけれども、あわせて、県民が過度な不安を感じたり、風評に惑わされたりすることがないように取り組みも大事だと思うんです。そこでお尋ねしますけれども、移動制限以外のところのいろんな観光イベント、例えば日南とか、中止とか延期とかしているようなんですけれども、今度5月2日には、宮崎市内でストリート音楽祭の計画もしているようなんですけれども、そういうイベントを中止することで過度に県民の不安を増長させたり、県内経済を停滞させたりすることにつながるんじゃないかという心配もあるんですね。あわせて、1カ月、2カ月のことなから、県民みんなに危機感を共有してもらうために中止するのもやむを得ないんじゃないかという考え方もあると思います。非常に悩ましい問題ではあるんですけれども、県として何らかの基準みたいなものを持っておく必要があるんじゃないかなと思うんですけれども、何かお考えがあればお聞かせいただきたいんですけれども。

**○山下県民政策部長** 御指摘のように、それぞれの主催者でも大変判断に苦しんでおられるんじゃないかと思います。そういう意味で、私どもが先導してそういった基準を設けることが果たして適当なのかどうかという問題は一つあると思います。我々は、基本的には、県を挙げて防疫といいますか、蔓延を防ぐ、これ以上の拡大を防ぐということが立場でございますので、その立場からして、一律の基準をお示しするわけにもいかないだろうと思います。現に今、中止等されている分は、例えば、地域つながりがあるとか、あるいは産業の面で関連がありそうなものが中止なりをされているようでございまして、必ずしも一律に人の集まるようなものについて中止されているわけではなさそうで

ざいます。そういうことも含めて、一律に私どもの方でお示しするのはちょっとどうかというふうに考えております。

○**横田委員** 農業関係団体とかが集まるイベントなんか中止になるのはしょうがないかなと思うんですけども、農業とは直接関係ないところのイベントまでが何もかも中止になるというのは果たしていいのかなという考えもあるんですね。私個人としては、農業の出身ですので、みんなが心配してくださるのは本当にありがたいんですけども、総合的に考えて、宮崎県全体の経済が停滞したりとか、そういうことも本当にまずいなと思いますので、総合的に判断はしていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○**押川委員長** ほかにございませんか。

○**武井委員** 横田委員の関連でお伺いいたします。口蹄疫について、先ほど、全協でもあったんですが、広報について伺いたいんですけども、県民向けに県内の県政番組でいろいろ出します。それはそのとおりですけども、逆に言えば、県民は大体これだけ毎日やっていけばわかる話でありまして、むしろ、どちらかという外の大消費地に対してどう啓発するかというのは非常に重要であると思っております。中にいろいろ話を聞きますと、非常に有名な、世界でも日本でも指折りのホテルがどうも宮崎の肉の扱いをやめるというような話があったりとかいう話もあるようなんですが、逆に大消費地への広報、また、そういったものに対して東京事務所あたりでそういったところを回るとか、そういった形で実際に県外についてどのような形で対応されているのか、またされるのか、お伺いをいたします。

○**永山総合政策課長** 3つの県外事務所におい

ては、それぞれ情報の収集に努めておりますし、今、委員が御指摘のような事実があれば、できるだけ取引を継続していただけるような取り組みは進めているところではございます。今、そういう状況です。

○**武井委員** 報道関係、つまり、メディア広報とか県外にされるのかどうかというのをお知らせして……。

○**津曲広報企画監** 県外の広報につきましては、今、私たち秘書広報課で持っている媒体の中ではインターネットがございます。こちらで詳しい情報を含めて、お知らせしたい情報につきましては、適時更新をしております。

それから、例えばテレビとかラジオを使っての県外広報につきましては、現在、報道機関を通じての情報提供という格好でさせていただいております。毎日、県外でどういう格好で今、お知らせがされているのかなというのは、県外事務所を通じて、向こうの朝刊だったり、ニュースでどんな状況で流れているのかなど。発生当初は結構、情報量が多かったんですが、最近では少なくなっております。少なくなっているというのは、ある面から言うといいことじゃないかなと考えております。以上です。

○**武井委員** いいことかどうかというのは非常に判断の分かれるところだろうと思うんですが、いずれにせよ、いろいろとそういう話も聞きますので、逆に安心・安全ということをどういうふうな形でアピールするか、また、いろいろと工夫して継続して御検討いただければと思っております。

もう一点、総合交通課長にお伺いをいたしますが、私たちの観議連なんか台湾等に行くというような予定を立てていたんですが、こういった事情もあって見送りというようなことになっ

たんですが、そういったことも含めて、いろいろなところで話を聞くと、先方さんから、特に台湾でも韓国でも、非常に口蹄疫で痛い目に遭ったという経験があるのか、ちょっと宮崎県の人に来てもらうのはというのが正直あるというような話が既に私、3件ぐらい伺っております。そういった意味で、宮崎空港あたりで消毒盤を置くとかいったような形で、これは国際線にも非常に大きな影響が出てくるだろうと思っておりますので、特に韓国あたりは、宮崎に行くということ自体が、行った人は帰るわけですから、非常に行きにくくなったりすると大きな影響も出てくるかと思うんですが、そういった意味でのC I Qの体制も含めて、空港あたりに消毒できるものを置くとか、そういった形で安心して宮崎に来てもらう、または宮崎の人が安心して海外に行けるといった環境づくりというのが非常に重要ではないかと考えますが、そういったことについての御検討があるかどうか、伺います。

○中田総合交通課長 今、委員がおっしゃった空港での防疫体制につきましては、農林省の動物検疫所が空港に靴底消毒のマットを従前から敷いておりまして、一応、それで対応しているという状況でございます。

○武井委員 基本的に入るときだけじゃないんですか。私が出国したときはなかったかなと思うんですが、そういった意味で入りも出も含めてそういった対応が必要ではないかと考えますが、その辺もしっかりとまた確認調査もお願いしたいと思います。

○押川委員長 よろしくお願いいたします。

ほかにございませんか。

○鳥飼委員 小さなことですが、3ページに県民政策部の組織が書いてありますけれども、例えば総合政策課長のところに(24)というふう

に書いてあります。これは各部共通なんですけど、兼務の方もそれぞれおられるということなんですけれども、兼務の方もこの中に入っているのか。別計でまた上がっているというようなことはないと思ってよろしいのでしょうか。

○永山総合政策課長 本務のところで人数はカウントしております。

○鳥飼委員 わかりました。

○押川委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 なければ、以上をもちまして県民政策部を終了させていただきます。執行部の皆様、御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後2時23分休憩

---

午後2時30分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども9名が総務政策常任委員会委員となったところでございます。私はこのたび、委員長に選任されました西都市・西米良村選出の押川修一郎でございます。

一言ごあいさつをさせていただきます。それぞれ県政におきましても、いろんな課題が山積する今日であります。執行部の皆さん方と我々この9名でこの委員会が活発な議論の中で円滑な運営ができますように、御協力を心からお願ひ申し上げまして、あいさつとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

次に、委員の皆様を紹介いたします。

まず、私の隣が延岡市選出の河野哲也副委員長でございます。

次に、向かって左側であります。宮崎市選出の横田委員でございます。

児湯郡選出の松村委員でございます。

都城市選出の中村委員でございます。

続きまして、向かって右側でございますが、宮崎市選出の井上委員でございます。

同じく、宮崎市選出の鳥飼委員でございます。

同じく、宮崎市選出の前屋敷委員でございます。

同じく、宮崎市選出の武井委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の太下主査でございます。

副書記の馬場主幹でございます。

次に、会計管理者のごあいさつ、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

**○加藤会計管理者** 今年度から会計管理者を仰せつかっております加藤裕彦でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

押川委員長を初め、河野副委員長、各委員の皆様には、会計管理局の会計事務の執行につきまして、日ごろから格別の御指導、御支援を賜っておりまして、心から御礼申し上げます。

会計管理局の業務は、予算を執行する各所属の会計書類の審査はもとより、支払い準備金の確保及び国庫補助・交付金等の市町村への迅速な交付等が主なものでございます。これらは、いずれも内部管理事務的なものですが、これらが十分に機能しなくなると、いずれも県民の信頼を損なうことになりかねないものばかりでございます。このため、会計管理局としましては、引き続き、公正かつ適正な会計事務の運営に努めてまいりたいと存じます。各委員の皆様には、今後とも、なお一層の御指導と御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

最初に、課長以上の職員を紹介いたします。お手元の委員会資料の1ページをごらんくださ

い。

まず、会計管理局次長の井黒学でございます。会計課長の川野直記でございます。

続きまして、会計管理局会計課の組織及び分掌事務につきまして、御説明申し上げます。

資料の2ページをお開きください。まず、組織についてですが、ごらんのような組織となっております。4月1日現在、会計管理局39名の職員で業務を遂行しております。

次に、3ページをごらんください。分掌事務についてでございます。会計管理局会計課で所掌している事務を列記しておりますので、後ほど、ごらんいただきたいと存じます。

次に、4ページをお開きください。3の会計管理局会計課の予算の概要及び事業概要であります。会計管理局会計課の平成22年度当初予算は、(1)の当初予算の概要に掲げておりますが、総額で6億9,294万2,000円となっております。下の表、(2)の主要事業の概要に主な業務を掲げておりますが、出納事務執行及び財務会計システムの運営管理に関する事務並びに証紙売りさばきに関する事務であります。

私からの説明は以上であります。

**○押川委員長** 以上で執行部の説明が終わりました。御質問はございませんでしょうか。

**○鳥飼委員** 一つだけ、資金の運用、なかなか難しいところがあると思うんですけれども、年にどれぐらいの運用をされていて、大まかで結構なんですけれども、運用の額とか中身、概括的に御説明いただきたいと思えます。

**○川野会計課長** 資金運用についてのお問い合わせでございます。会計課のほうでは、資金を運用いたしまして、利子という形で少しでもという形でやっているところでございます。年間に総額で約6,000億円程度の資金を運用いたして

おります。その結果といたしまして、利子が年間約3億8,500万程度、21年度でございますと3億8,570万9,000円の運用利子を計上いたしているところでございます。やり方といたしましては、地方自治法で資金の運用につきましては、確実かつ有効な方法で運用、保管しなければならないというような規定がございます。したがって、税金というか、それをお預かりしているものがございますので、やはり確実性というのが一番重要なポイントになります。それで、実際の運用といたしましては、一番大きいものとしては定期預金でございますが、これ以外にも、債券、国債等も使いまして運用をしているということで、最近に入札方式も取り入れながら運用をし、少しでも利子を上げたいということでやっているところがございます。以上でございます。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○武井委員 出納事務費の中の財務会計システムですが、これは全体の予算の中の幾らぐらいがシステムで、どういう契約になっているのか、お聞かせください。

○川野会計課長 出納事務費の中の3の財務会計システム運営管理費ということかと思えます。出納事務費は2億9,100万円余でございますが、そのうち、財務会計システムの管理費が2億7,300万円余を計上いたしているところがございます。これにつきましては、今年度、財務会計システム機器の更新を行うということで、5年のリース期間が切れますので、この機械のサーバー等の入れかえをやりたいということで必要な経費を約1億4,000万円程度計上いたしておるところでございます。この機器の更新につきましては、本日、一般競争入札するというところで公告をいたしたところございまして、県の公

報とホームページを使いまして広報を行ったところでございます。以上です。

○武井委員 私もそういうことだということはある程度承知しておったんですが、一般競争入札といっても実質的には参加できるというか、今のところじゃないとどうしようもないんじゃないかみたいな話も聞くんですが、実際に一般競争入札をして、ちゃんと応札が数者あってという形での一般競争入札という形ででき得るものなのか、そのあたりをお聞かせいただきたいと思うんですが。

○川野会計課長 今回更新するのは、あくまでも機器の更新でございます。ハード分でございますので、ハード分につきましては、いろいろなリース会社であるとか、メーカー、代理店、こういうところを含めて該当してくるんじゃないかなというふうに思っております。ただ、機器をかえますと、当然、中身のソフト分の入れかえ作業というのがございますので、これについては、やはりできるところは限られてくるんじゃないかというふうに考えております。

○武井委員 そのあたりがどうしてもシステム、これは別にここだけの話ではないんですけども、一回導入されてしまうと、なかなか柔軟性が悪くなるということもありますので、額も非常に大きなものですので、そのあたりもまた配慮していただきたいと思えます。以上です。

○押川委員長 ほかにございませんか。

[なし]と呼ぶ者あり]

○押川委員長 次に、人事委員会事務局長のごあいさつ並びに幹部職員の紹介、そして所管業務の概要説明をお願いいたします。

○太田人事委員会事務局長 人事委員会事務局長の太田秀夫でございます。委員の皆様方には、日ごろから人事委員会の所管業務の推進に当た

りまして、御理解と御協力をいただいております。厚くお礼申し上げます。本年度もどうぞよろしく願いいたします。

それでは、まず、人事委員会事務局幹部職員を紹介させていただきます。まず、お手元の資料の1ページをお開きください。

総務課長の江藤修一でございます。

続きまして、職員課長の梅原裕二でございます。

次に、事務局の組織及び業務概要につきまして御説明いたします。

資料の2ページをごらんください。事務局には、総務課に7名、職員課に7名が置かれておりまして、総務課には総務担当と任用担当、職員課に給与担当と審査担当がそれぞれ置かれているところでございます。職員は、事務局長以下15名でございます。

次に、業務概要でございますが、3ページをお開きください。人事委員会は、地方自治法及び地方公務員法に規定されております業務を執行しているところでございますが、具体的には、各担当ごとの分掌事務をここに列挙しております。主な業務といたしましては、まず、任用担当においては、職員の競争試験に関することや職員の選考に関すること、給与担当においては、給与に関する報告及び勧告に関すること、審査担当においては、職員の不利益処分についての不服申し立ての審査に関することなどがございます。

次に、22年度の当初予算の概要につきまして御説明いたします。

資料の4ページをごらんください。平成22年度当初予算は、1億5,577万円でございます。まず、(目)委員会費761万6,000円でございますが、これは、人事委員3名の報酬と人事委員会開催

に要する経費でございます。

次に、(目)事務局費でございますが、1億4,815万4,000円を計上いたしております。内訳といたしまして、事務局職員15名の人件費、県職員採用試験実施に要する経費、給与その他勤務条件の調査研究に要する経費などがございます。

なお、お手元に本年度の県職員採用案内のパンフレットをお配りしておりますので、後ほど、ごらんいただきたいと思います。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○押川委員長 人事委員会事務局長の説明が終わりました。御質問はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 ないようでありますから、それでは、以上をもちまして会計管理局及び人事委員会事務局を終わります。執行部の皆様、御苦労さまです。

暫時休憩いたします。

午後2時44分休憩

---

午後2時45分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども9名が総務政策常任委員会委員となったところでございます。私はこのたび、委員長に選任されました西都市・西米良村選出の押川修一郎でございます。

一言、委員会を代表してごあいさつをさせていただきます。議会としても22年度に向かってのそれぞれの動きが出てきたところであります。始まったという状況であります。我々この委員会にとりましても、特に皆様方とは、車に例えれば両輪でありますから、いろんな質疑の

中で、議会運営あるいは委員会運営がスムーズにいくような形の中で、また委員会の中でいろいろと議論をさせていただきまして、22年度、スムーズに委員会運営ができますように、心からお願いを申し上げまして、簡単でありますけれども、あいさつとさせていただきます。

それでは、委員の紹介をさせていただきます。

まず、私の隣が延岡市選出の河野哲也副委員長でございます。

次に、向かって左側であります、宮崎市選出の横田委員でございます。

児湯郡選出の松村委員でございます。

都城市選出の中村委員でございます。

続きまして、右側でございます。宮崎市選出の井上委員でございます。

宮崎市選出の鳥飼委員でございます。

同じく、宮崎市選出の前屋敷委員でございます。

同じく、宮崎市選出の武井委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の太下主査でございます。

副書記の馬場主幹でございます。

それでは、監査事務局長のごあいさつ、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

**○渋谷監査事務局長** 監査事務局長の渋谷でございます。どうぞよろしく願いいたします。

押川委員長を初め、委員の皆様には、監査業務につきまして、格別の御理解と御指導を賜っているところでございます。心からお礼を申し上げます。

それでは、所管業務等の概要につきまして説明をさせていただきます。

最初に、職員を紹介させていただきます。

私の左隣、監査第一課長の道久奉三でござい

ます。

後ろのほう、監査第二課長の山口博久でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速でございますが、資料の1ページをごらんください。まず、監査委員でございます。監査委員は、識見を有する者としての委員が城倉委員と石井委員、議会選出の委員が丸山委員と井上委員でございます。なお、代表監査委員といたしまして城倉委員が選任されております。これら4名の監査委員によりまして、地方自治法に基づき、県の財務に関する事務の執行や、経営に係る事業の管理などにつきまして監査を行いますとともに、県が財政援助を行っている団体の事務につきましても監査を実施しているところであります。

次に、資料の2ページをごらんください。監査委員の補助機関であります監査事務局の組織と分掌事務でございます。事務局は、2課5班体制で、職員は19名でございます。監査第一課では、下の表にありますとおり、県民政策部などの各部局の定期監査のほか、一般会計等の現金出納検査、住民監査請求に関する事務等を行っております。また、監査第二課では、福祉保健部などの各部局の定期監査のほか、行政監査や公営企業の監査等を行っております。

3ページをごらんください。監査事務局の予算の状況でございます。(款)総務費(項)監査委員費は、監査委員及び事務局職員の人件費及び運営費でございます。(項)総務管理費は、外部監査に要する経費でございます。

最後に、4ページをお開きください。今年度の監査実施計画でございますが、今年度は、表の計画の欄のとおり、定期監査254所属、財政援助団体等監査47団体、合計で301の機関・団体で実施することとしております。

説明は以上でございます。

○押川委員長 監査事務局長の説明が終わりました。御質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、次に、議会事務局長のごあいさつ、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○日高議会事務局長 議会事務局長の日高でございます。よろしくをお願いいたします。

議会事務局におきましては、4月1日付の人事異動によりまして、合計12名の職員が異動いたしました。引き続き県議会の円滑な運営のため、職員一丸となりまして取り組んでまいりますので、御指導方、よろしくをお願いいたします。

それでは、まず、職員の紹介をさせていただきます。

私の隣から、事務局次長の岡崎吉博でございます。

続きまして、総務課長の渡邊靖之でございます。

議事課長の武田宗仁でございます。

政策調査課長の日高正憲でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

次に、お手元の委員会資料で事務局の組織と事業概要等につきまして、御説明いたします。

1ページをお願いいたします。組織でございますが、事務局長、事務局次長のもと、総務課、議事課、政策調査課の3課6担当制で33名の職員体制となっております。

2ページをお願いいたします。事務局職員の名簿でございます。

3ページは、各課の主な事務分掌を掲載しておりますが、説明は省略させていただきます。

4ページをお願いいたします。事務局の予算の状況でございます。まず、(1)の歳入であり

ますけれども、使用料及び手数料など合計で426万2,000円を見込んでおります。このうち財産収入につきましては、議員寮の宿泊費の収入が含まれております。次に、(2)の歳出であります。議会費が7億7,201万6,000円、事務局費が4億7,069万7,000円で、歳出総額は、12億4,271万3,000円、対前年度比91.3%となっております。

歳出予算の主な内容につきましては、5ページをごらんください。まず、議会費でございますが、これは、議員報酬を初め、本会議や常任委員会の開催などに要する経費でございます。

6ページをお願いいたします。事務局費でございます。これは、職員の人件費のほか、会議録の印刷や議会図書室の図書購入、県議会の広報活動などに要する経費でございます。また、昨年度から3カ年の予定で実施しております議会棟の改修工事に要する経費につきましては、議会一般運営費の中に計上させていただいております。

説明は以上でございます。

○押川委員長 議会事務局長の説明が終わりました。御質疑はございませんでしょうか。

○鳥飼委員 お尋ねします。1ページに事務局の組織図がありまして、職員数、計の33名と書いてあるんですけれども、総務担当のところで「併任1名含む」と書いてありますが、どことの併任になっているのでしょうか。

○日高議会事務局長 総務事務センターの職員と併任です。

○鳥飼委員 本務は議会事務局ということでしょうか。

○日高議会事務局長 そのとおりでございます。

○鳥飼委員 わかりました。

○押川委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、以上をもちまして監査事務局及び議会事務局を終わります。執行部の皆様、御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 54 分休憩

---

午後 2 時 55 分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

4 月 16 日に行われました委員長会議の内容について御報告いたします。

委員長会議において、お手元に配付の委員長会議確認事項のとおり、委員会運営に当たっての留意事項等を確認いたしました。時間の都合もございますので、主な事項についてのみ説明をいたします。

まず、1 ページをごらんください。(5) の閉会中の常任委員会についてであります。定例会と定例会の間に原則として 1 回以上開催し、継続案件を審議する必要がある場合、あるいは緊急に協議する事項が発生した場合等には、適宜、委員会を開催するものであります。なお、原則として 1 回以上開催することにつきましては、報告事項等がない場合には、委員会を開催しないこともあり得るとい趣旨でありますので、御理解ください。

次に、2 ページをお開きください。(7) の執行部への資料要求につきましては、委員から要求があった場合、委員長が委員会に諮った後、委員長から要求していただくという内容でございます。

(8) の常任委員長報告の修正申し入れ及び署名についてであります。本会議で報告する委員長報告について、委員会でその内容を委員長一任と決定した場合、各委員が修正等の申し入れを行う場合には、委員長へ直接行うこと、報

告の署名は、委員長のみが行うこととするものであります。

次に、3 ページをごらんください。(12) の調査等についてであります。まず、アの県内調査についてであります。1 点目は、調査中の陳情・要望等については、事情聴取の性格を持つものであり、委員会審査に反映させれば事足りるといこととであります。2 点目は、委員会による調査でありますので、個人行動はできるだけ避けるというものであります。3 点目は、県内調査であります。特に必要がある場合には、日程及び予算の範囲内で隣県を調査することもできるというものであります。次に、イの県外調査についてであります。節度ある調査を行うために、個人的な調査、休祝日、定例会中、調査先の議会中及び災害時の発着、さらには単独行動を避けることを確認するものであります。

その他の事項につきましては、目を通していただきたいと存じます。

皆様には、確認事項に基づき委員会の運営が円滑に進むように御協力をお願いしたいと思います。

確認事項について何か御意見はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 次に、今年度の委員会調査など、活動計画案についてはお手元の資料のとおりであります。活動計画案にありますとおり、県内調査を 5 月に実施する予定であります。日程の都合もありますので、調査先についてあらかじめ皆様から御意見を伺いたいと思います。

参考までに、お手元に資料として「平成 22 年度総務政策常任委員会調査候補地」を配付しておりますので、ごらんください。この資料を含

め、調査先等につきまして、何か御意見、御要望等がありましたら、お出しいただきたいと思  
います。また、県外調査につきましても、何か  
御意見、御要望等がありましたら、あわせてお  
出しいただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 59 分休憩

---

午後 3 時 0 分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

それでは、県内調査の日程、調査先等につ  
きましましては、ただいまの御意見等も参考にさせて  
いただいて、正副委員長に一任をいただくこと  
で御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、そのようにさせてい  
ただきます。

そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 ほかに何もなかったら、  
本日の委員会を終了したいと思います。よろ  
しいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、以上をもちまして、  
本日の委員会を終了いたします。

午後 3 時 0 分閉会